

須坂市公共調達発注方針

平成 29 年 4 月 1 日施行

(平成 30 年 4 月 1 日全部改定)

1 趣旨

須坂市が発注する建設工事の請負、建設コンサルタント等の業務委託及び物品購入等（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約について基本的な考え方を明確にし、適正な公共調達を行うため、須坂市公共調達発注方針（以下「発注方針」という。）を定めるものとする。

2 基本理念

- (1) 公平性、透明性及び競争性を確保する。
- (2) 社会的価値を実現するとともに、成果品の品質や適正な履行を確保する。
- (3) 地域社会や地域経済の向上に寄与する。

3 基本目標

- (1) 公平・公正で透明性の高い入札・契約制度の確立

公共調達に対する市民、事業者の信頼を高めるため、入札及び契約から暴力団等の介入を排除するとともに、競争入札及び随意契約の適正な執行に努める。

- ① 暴力団等の介入の排除

須坂市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 13 号。以下「条例」という。）に基づき、須坂市が発注する建設工事等の契約から暴力団等の介入を排除する。

- ② 競争入札及び随意契約の適正な執行

地方公共団体の契約は競争入札を原則としていることから、適切に競争入札を執行する。また、随意契約においては、須坂市随意契約ガイドラインに基づき、契約ごとの特殊性、合理性、緊急性などを総合的に判断し、適切な執行に努める。

- (2) 公共調達における社会的価値の実現、品質と適正な履行の確保

公共調達においては、適切な積算等のもとでダンピングを防止し、より高い品質と適正な履行を確保するとともに、多様な入札方式を活用することにより、社会的価値の実現に努める。

- ① ダンピング対策の強化

適正な履行確保、下請業者や労働者への不当なしわ寄せなどの防止等を目的として、最低制限価格制度や低入札価格調査制度を活用する。

- ② 社会的価値等の評価

障がい者の雇用、環境配慮、男女共同参画への取組、災害協定の締結、除雪・排雪協力など、社会貢献への姿勢を積極的に評価し入札参加資格の格付等へ反映させることで、企業努力の促進に努める。

- ③ 多様な入札方式の導入

総合評価落札方式やプロポーザル方式など、価格以外の要素を評価・判断する入札方式については、評価項目の公平性・公正性の確保と評価体制の充実を図るとともに、技術と経営等に優れた企業が適正に評価される入札方式の導入に努める。

④ 予定価格の適正な設定

取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して予定価格を設定する。

(3) 地域経済の活性化と企業の育成

市内事業者の参入及び受注機会の拡大を図るため、競争性や合理性の確保に配慮しつつ、建設工事等の特性に応じた発注方法を選択する。また、資金調達の円滑化を行うことで、市内事業者の自主的な経営努力を助長し、その育成や地域経済の活性化を図る。

① 発注方法の確保

建設工事等の性質や受注者側の体制、地域状況等をふまえ、適切な発注ロットの設定、分離分割発注、複数年契約など、事業の特性に応じた発注に努める。

② 資金調達の円滑化

前払金制度の活用（適用）や代金支払い手続きの迅速化に努めるとともに、建設工事にあつては、工事請負代金債権の債権譲渡を承諾することにより、資金調達の手法の拡大や円滑化を図る。

③ 市内事業者への優先発注と競争性の確保

地域経済の活性化と市内事業者の育成に向けて、引き続き市内事業者優先発注（選定）に努めるとともに、企業間の競争性を維持することにより、安全で質の高い建設工事等の確保を図る。

④ 労働者の福祉向上

労働者の福祉向上を図るため、社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）、建設業退職金共済制度及び中小企業退職共済制度等の加入促進を図る。

4 発注方針（発注標準）

須坂市財務規則（平成2年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、建設工事等の発注について、次の方針に基づいて行う。ただし調達内容等によってはこの限りでない。

(1) 契約の方法の決定

① 建設工事

契約の方法	建設工事の種類	設計金額（予定価格）
随意契約	全工事	130万円以下
指名競争入札	土木一式	800万円未満
	建築一式	900万円未満
	電気・電気通信	600万円未満
	管・舗装・ その他の建設工事の種類	700万円未満
一般競争入札	土木一式	800万円以上
	建築一式	900万円以上
	電気・電気通信	600万円以上
	管・舗装・ その他の建設工事の種類	700万円以上

② 建設コンサルタント等の業務

契約の方法	業務の種類	設計金額（予定価格）等
随意契約	全業務	50万円以下
指名競争入札	測量	金額条件なし (指名競争入札を優先とする)
	建築関係建設コンサルタント (建築設計・耐震診断)	
	測量・土木関係建設コンサルタント (測量・道路設計)	
	補償関係コンサルタント	
	土木関係建設コンサルタント 地質調査	金額条件なし
一般競争入札	全業務	金額条件なし

③ 物品購入等

契約の方法	業務の種類	設計金額（予定価格）等
随意契約	全種類	財務規則第119条で定める額
指名競争入札	備品購入	80万円以下
	全種類（備品購入を除く）	金額条件なし
一般競争入札	備品購入	80万円超え
	全種類（備品購入を除く）	金額条件なし

④ その他

価格以外の部分で評価する必要がある場合には、総合評価落札方式、公募型指名競争入札方式、プロポーザル方式（公募型含む）、コンペ方式などを適用する。

(2) 入札参加資格要件の設定

① 共通事項

ア 入札（見積）に参加できる事業者は、原則「須坂市建設工事等入札参加資格者名簿」又は「須坂市物品購入等入札参加資格者名簿」に記載（登録）のある者とする。

イ 地域要件を「市内に本店（事業所）を有すること」とする。ただし、入札参加できる事業者がいなく、競争性が確保できないとき、又は規則第117条第1項又は第119条の2第1項に規定する選定業者数に不足が生じるときなどは、地域要件を拡大する。

※地域要件の拡大の考え方

市内に本店を有すること⇒市内に本店・支店・営業所等を有すること⇒須高地域に本店（・支店・営業所等）を有すること⇒近隣市町村（長野地域・北信地域）に本店（・支店・営業所等）を有すること⇒県内に本店（・支店・営業所等）を有すること⇒県外
ウ 須坂市において本店扱い認定を受けている支店・営業所等においては、須坂市に本店を有する者（事業所）と同様の扱いとする（建設工事・建設コンサルタント等の業務のみ）。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項又は第167条の11第2項の規定に該当しない者であること。

オ 須坂市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成6年告示第27号）又は須坂市物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成29年告示第147号）

に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者でないこと。

キ 須坂市の市税について滞納がない者であること。

ク 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

ケ 制限措置

次の各号に掲げる者は、同一の入札及び見積に参加することができない。

(ア) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者。

(イ) 一方の会社役員が他方の役員を現に兼ねている場合及び一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者。

(ウ) 事業共同組合又は企業組合等と当該組合の組合員。

② 建設工事

ア 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

イ 有効な経営事項審査を有している者であること。

ウ 当該建設工事の設計業務受託者でないこと。

エ 建設業許可

当該建設工事の種類に対応する建設業許可（特定又は一般建設業許可）とする。

オ 資格総合評点

設計金額（予定価格）に応じた点数とする。

カ 工事实績

原則、設定しないが、必要に応じて設定することができる。

キ 配置技術者

(ア) 所持資格

建設工事の種類	資格
土木一式	1 級又は 2 級土木施工管理技士
建築一式	1 級又は 2 級建築施工管理技士若しくは一級又は二級建築士
とび・土工・コンクリート、解体	1 級又は 2 級土木施工管理技士若しくは 1 級又は 2 級建築施工管理技士
電気	1 級又は 2 級電気工事施工管理技士若しくは第 1 種電気工事士
管	1 級又は 2 級管工事施工管理技士
舗装	1 級又は 2 級土木施工管理技士 ※特殊な舗装工事の場合、この資格のほかに「1 級又は 2 級舗装施工管理技術者」を求められることができる
水道施設工事	1 級又は 2 級土木施工管理技士

その他の建設工事 の種類	次のいずれかの実務経験又は資格 ① 当該建設工事において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号イ又はロに該当する実務経験 ② 当該建設工事において、国土交通大臣が①に掲げる者と同 等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定した者
-----------------	--

(イ) 実績

原則、設定しないが、必要に応じて設定することができる。

ク 地域貢献等

(ア) 土木一式及び舗装工事：災害復旧協定及び除雪（排雪）協力

(イ) 電気、管及び水道施設工事：災害復旧協定

ケ その他

水道施設工事にあつては、「須坂市指定給水装置工事事業者であること」及び「須坂市緊急配水管工事事業者であること」を設定することができる。

③ 建設コンサルタント等の業務

ア 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条に基づく営業停止処分を受けていない者であること

イ 測量にあつては、測量法第 55 条第 1 項の規定による登録を受けていること。

ウ 建築関係建設コンサルタントにあつては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。

エ 業務（部門）登録

次のとおり設定することができる。

(ア) 土木関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタントにおいては、該当する部門において各登録規程による登録を受けていること。

(イ) 地質調査においては、地質調査登録規程による登録を受けていること。

オ 履行実績

原則、設定しないが、必要に応じて設定することができる。

カ 配置技術者

(ア) 所持資格

必要に応じて設定することができる。

(イ) 実績

原則、設定しないが、必要に応じて設定することができる。

キ 地域貢献等

原則、設定しないが、必要に応じて設定することができる。

④ 物品購入等

ア 営業許可等

当該案件を履行するにあたり、営業許可・認可等が必要である場合は設定する。

イ 納入等実績

原則、設定しないが、必要に応じて設定することができる。

ウ その他

必要に応じて設定することができる。

(3) 指名業者の選定、随意契約の相手方の選定（選定基準・要件）

① 基本事項

4（2）の規定に準ずる。

② 建設工事

ア 等級格付により指名業者等を選定する（原則、対応する事業者すべて選定）。

イ 設計金額（予定価格）50万円以下の建設工事（修繕工事含む）のうち、内容が簡易で履行の確保が容易であるものは「須坂市小規模工事受注希望者名簿」より選定する。

ウ 水道施設工事にあつては、「須坂市指定給水装置工事事業者であること」及び「須坂市緊急配水管工事事業者であること」を選定要件とすることができる。

③ 建設コンサルタント等の業務

ア 測量、建築関係建設コンサルタント（建築設計）、測量・土木関係建設コンサルタント（測量・道路設計）、補償関係コンサルタントにおいて、須坂市内の事業者（須坂市に本店・支店・営業所等を有する者）を選定する場合、別に定めた要件を満たす者（認定業者）の中から選定する。

④ 物品購入等

当該案件に対応する営業品目に登録のある事業者の中から選定する（原則、対応する事業者すべて選定）。

⑤ 選定の制限

ア 須坂市が発注する契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから契約の相手方として不相当である場合。

（ア）契約書に基づく関係者に関する措置請求に従わないなど、契約の履行が不誠実であること。

（イ）一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により契約の相手方の下請契約が不適切であることが明確であること。

イ 警察当局から市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不相当である場合。

ウ 手形交換所における取引停止処分等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるとき。

エ 手持の建設工事等の状況からみて、当該建設工事等の契約が不履行になるおそれがあるとき（同種の契約を須坂市としていて、その履行が完了していない状態も含む）。

オ 契約の性質上特殊な技術又は生産設備を有することが必要である場合において、当該技術、生産設備を保有又は確認できないとき。

カ 契約の履行期限等により、その履行に必要な原材料、労務等を速やかに調達することができないと判断されるとき。

キ 建設工事等の内容や規模等からみて、当該建設工事等を確実に円滑に履行できないと判断されるとき。

ク 輸入品の買入れ契約において、当該物品に関し取引ができないとき。

ケ 須坂市発注の建設工事等について、安全管理の改善に関して労働基準監督署等からの指導があり、これらに対する改善を行わない状況が継続している場合であつて、明らかに契

約の相手方として不相当である場合。

コ 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不相当であると認められる場合。

(4) その他

① 見積期間の設定

ア 競争入札において、公告又は通知日から入札日までの期間の設定は次のとおりとする。

見積期間	急施の場合	予定価格
5日以上		500万円未満
10日以上	5日以上	500万円以上 5,000万円未満
15日以上	10日以上	5,000万円以上

※土・日曜日、祝日は除く。

イ 随意契約においては①を基準とするが、急を要する場合等のときは、その期間を1日以上まで短縮することができる。

② 入札（見積徴取）執行

ア 競争入札及び見積合わせの執行（成立条件）

（ア）一般競争入札の場合、入札者が1者であっても執行する。

（イ）指名競争入札の場合、入札者が2者以上のとき執行する（1者の場合は中止する）。

（ウ）随意契約による見積合わせの場合、見積者が2者以上であるとき執行する（1者の場合は中止する）。

イ 入札（見積徴取）の回数

（ア）競争入札の場合は2回を限度とする。なお、建設工事及び建設コンサルタント等の業務においては、予算執行者が特に必要と認める場合を除き、不落随契は行わない。

（イ）随意契約の場合は2回を限度とする。

ウ 同額での入札（見積）の対応

くじ引きにより落札者等を定める。ただし、随意契約で特別な事由がある場合は、この限りでない。

③ 最低制限価格制度又は低入札価格調査制度の適用

ダンピング対策の一環として競争入札に付す案件においては、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を適用する。なお、最低制限価格及び失格基準価格未満での入札者は失格とする。

④ 合冊入札方式の適用（建設工事のみ）

主体工事と附帯（関連）工事で同一の者と契約する必要があると判断したものについては、合冊入札方式を適用することができる。

⑤ 一抜け方式の適用（建設工事のみ）

複数の工事において、工期の短縮、施工管理の適正化及び受注機会の拡大等を理由に、一抜け方式を適用することができる。

5 その他

この発注方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。